

1 制度改正の背景

地方公営企業会計制度が総務省の「地方公営企業会計制度研究会(平成21年6月～平成22年3月)」を経て、大きく改正された。

他企業との相互比較を分かりやすくするため、民間の企業会計基準との整合を図る必要性が高まっていた。

そこで、地方公営企業の特性も考慮しつつ、現行の企業会計基準の考え方を最大限取り入れる形で、制度改正が行われた。

2 制度適用の時期

平成26年度予算から改正後の制度への移行が必要となる。

そのため、現在は事務処理の確認やシステム改修等の移行へ向けた準備、並びに新制度による予算策定作業を行っている。

3 主な改正内容

- ・ 企業債を資本から負債へ移動
- ・ みなし償却制度(補助金等で取得した部分を減価償却しなくても良い制度)の廃止
これに関連し、補助金等を減価償却に併せて収益化
- ・ 退職給付引当金の義務化及び他の引当金の適切な計上
- ・ キャッシュフロー計算書の作成

4 財務諸表への影響

① 損益計算書

移行前		移行後	
(収益)	(費用)	(収益)	(費用)
医業収益	医業費用	医業収益	医業費用
医業外収益	医業外費用	医業外収益 ア	医業外費用
特別利益	特別損失	特別利益	特別損失 イ

影響の大きい項目

- ア 医業外収益の増加(補助金等の収益化による)
- イ 特別損失の増加(退職給付引当金等の計上による増加(初年度のみ))

② 貸借対照表

移行前		移行後	
【資産の部】	【負債の部】	【資産の部】	【負債の部】
固定資産	固定負債 長期借入金 流動負債 未払金	固定資産 ウ	固定負債 長期借入金 企業債 退職給付引当金 流動負債 未払金 賞与引当金 繰延収益 長期前受金
流動資産	【資本の部】 資本金 自己資本金 企業債	流動資産	【資本の部】 資本金 自己資本金 剰余金 資本剰余金 欠損金
繰延資産 控除対象外消費税	剰余金 資本剰余金 欠損金		剰余金 資本剰余金 欠損金 オ

影響の大きい項目

- ウ みなし償却制度の廃止に伴い過去に遡って減価償却費を計上することにより固定資産が減少
- エ 企業債を資本から負債へ移動すること及び、退職給付引当金等を計上することに伴う負債の増加
- オ 企業債及び資本剰余金の大部分を資本から負債へ移動することに伴う資本の減少